

令和3年11月24日

保護者 様

愛媛県立松山商業高等学校  
校長 忽那 浩

愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金に係る  
案内文書の配布について

日頃より、本校の教育活動に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、県民税・市町民税の所得割額が非課税世帯の高等学校生徒の保護者に対し、奨学のための給付金を支給しています。また、新型コロナウイルス感染症等に係る影響を踏まえ、従来の制度に加えて、家計急変世帯への支援が実施されています。

つきましては、申請を希望される方は、申請用紙を事務室まで取りに来てください。(学校HPからダウンロードも可能)

今回の案内は制度周知のため、全生徒の保護者に対して配布をしています。今年度中に給付を受けられている方は、再度給付を受けることはできません。

記

1 支給要件

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有していること
- (2) アもしくはイに該当する世帯
  - ア 保護者全員の県民税・市町民税所得割の合算額が非課税の世帯  
(生活保護世帯を含む。基準日時点の世帯構成で算定)
  - イ 令和2年1月以降に家計が急変し、保護者全員の県民税・市町民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯
- (3) 基準日(令和3年7月1日)に在学していること

2 申請書類提出期限

令和3年12月8日(水) 必着

\*家計急変(支給要件(2)のイ)の申請は随時受け付けますので、まずは学校にお電話ください。

担当：松山商業高等学校 事務課 渡部  
TEL：089-941-3751